

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第66期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 飛鳥建設株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠部正博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【縦覧に供する場所】 飛鳥建設株式会社 横浜営業所
(横浜市中区山下町162番地1)

飛鳥建設株式会社 名古屋事業部
(名古屋市中区松原3丁目2番8号)

飛鳥建設株式会社 中日本土木支社
(大阪市中央区道修町3丁目4番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第66期 第3四半期連結 累計期間	第66期 第3四半期連結 会計期間	第65期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	92,473	31,394	157,306
経常損益	(百万円)	399	752	10,766
四半期(当期)純損益	(百万円)	1,741	988	10,853
純資産額	(百万円)		15,866	17,643
総資産額	(百万円)		111,584	134,196
1株当たり純資産額	(円)		12.20	30.10
1株当たり四半期 (当期)純損益	(円)	3.72	1.92	27.20
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)		14.2	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,878		17,078
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	181		1,747
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,642		17,607
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		6,203	10,689
従業員数	(人)		1,487	1,670

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため、記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,487 [136]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,471 [135]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

(1) 受注実績

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
建設事業	28,735
開発事業等	
合計	28,735

(注) 受注実績の開発事業等については、当社グループ各社の受注概念が異なるため記載していない。

(2) 売上実績

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
建設事業	31,118
開発事業等	276
合計	31,394

(注) 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先の売上高及びその割合は、次のとおりである。

当第3四半期連結会計期間		
国土交通省	4,752百万円	15.1%

(3) 売上にかかる季節的変動について

建設事業においては、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

受注高、売上高、繰越高及び施工高

期別	種類別	前期繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高			期中 施工高 (百万円)	
						手持高 (百万円)	うち施工高 (%)	(百万円)		
当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	建設事業	土木工事	90,875	44,277	135,153	44,048	91,105	5.8	5,294	45,583
		建築工事	64,800	44,473	109,273	47,627	61,646	17.9	11,039	55,443
		計	155,676	88,750	244,427	91,675	152,751	10.7	16,333	101,027
	開発事業等	28	1,301	1,329	1,301	28				
	合計	155,704	90,052	245,757	92,976	152,780				
前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	建設事業	土木工事	85,913	71,054	156,968	66,092	90,875	4.1	3,759	66,862
		建築工事	70,573	83,494	154,067	89,266	64,800	5.0	3,222	86,870
		計	156,487	154,548	311,035	155,359	155,676	4.5	6,982	153,733
	開発事業等	28	1,020	1,049	1,020	28				
	合計	156,515	155,569	312,084	156,379	155,704				

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。したがって、期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越高の施工高は支出金により手持高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は(期中売上高 + 期末繰越施工高 - 前期末繰越施工高)に一致する。

売上高

期別	区分		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	建設事業	土木工事	11,979	2,706	14,685
		建築工事	1,502	14,988	16,490
		計	13,481	17,695	31,176
	開発事業等		0	246	247
	合計		13,482	17,941	31,423

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

当第3四半期会計期間 請負金額5億円以上の主なもの

東京急行電鉄(株) 田園都市線二子玉川～溝の間複々線化工事(土木工事第3工区その4)土木工事
横浜市 西谷2号配水池耐震補強工事
トヨタカローラ神奈川(株) (仮称)トヨタカローラ神奈川溝の口店新築工事

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先の売上高及びその割合は、次のとおりである。

当第3四半期会計期間

国土交通省 4,752百万円 15.1%

手持高(平成20年12月31日現在)

区分		官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建設事業	土木工事	71,858	19,246	91,105
	建築工事	13,986	47,660	61,646
	計	85,844	66,906	152,751
開発事業等			28	28
合計		85,844	66,935	152,780

(注) 手持工事のうち請負金額20億円以上の主なものは、次のとおりである。

国土交通省	尾道・松江自動車道大万木トンネル工事	平成23年3月完成予定
国立大学法人長崎大学	長崎大学(坂本2)病院本館改修工事	平成23年12月完成予定
社会福祉法人鷗足津福祉会	(仮称)警察大学校等跡地施設新築工事	平成21年4月完成予定

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、世界的な金融危機による景気後退の影響によって急速に悪化しており、当期、来期と2年連続のマイナス成長が懸念されるなど、景気の低迷は深刻かつ長期化の様相を呈している。国内建設市場についても、企業収益や資金調達環境の悪化に伴い民間建設投資が大幅に減少していること、また公共投資が低調に推移していること等により一段と厳しい情勢となっている。

当社は、このような経営環境の認識の下、平成20年4月に発表した「中期3ヵ年(08～10年度)計画」を鋭意推進し経営の安定を図っている。

その結果、当第3四半期会計期間における当社個別の建設受注実績は、土木受注高については、公共事業の削減等により厳しい受注環境が続いているものの、技術力が活かせる分野への選択と集中により、151億円の受注高を確保した。建築受注高については、景気悪化に伴ない民間建築市場が大幅に縮小する中、136億円の受注高となったが、当社は首都圏に最優先で経営資源を投入するとともに、民間住宅分野を絞り込む一方、リニューアル分野の拡大に注力しており、リニューアル工事の受注高は58億円と順調に推移している。

当第3四半期連結会計期間の連結業績については、第4四半期連結会計期間に完成工事高が集中すること等により、売上高は313億円、営業利益は8百万円、経常損益は7億円の損失、四半期純損益は9億円の損失となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

(建設事業)

建設事業における当第3四半期連結会計期間の完成工事高は311億円、営業利益は3億円となった。

(開発事業等)

不動産の賃貸・売却を中心に事業を行っており、当第3四半期連結会計期間の開発事業等売上高は2億円、営業利益は81百万円となった。

(注) セグメント別の記載において、売上高については「外部顧客に対する売上高」の金額、営業利益については「消去又は全社」控除前の金額を記載している。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは未成工事支出金等の増加等により75億円の資金減少、投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得等により97百万円の資金減少、財務活動によるキャッシュ・フローは短期借入金の純増等により83億円の資金増加となった。

これらにより、「現金及び現金同等物の四半期末残高」は6億円増加し、62億円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、「さらなる選択と集中による利益の極大化」と「経営・組織体制の刷新と経営資源の再配分」を基本方針とした「中期3ヵ年(08~10年度)計画」を策定し、安定した利益基盤の確立を最優先課題として全社をあげて計画の実現に向け取り組んでいる。

当第3四半期連結会計期間においては、土木事業では得意工種にターゲットを絞り込み総合評価方式対応体制を一層強化したことにより、前年同四半連結会計期間を上回る受注高を確保し、建築事業では首都圏に最優先で経営資源を投入するとともに、民間住宅分野を絞り込み、高採算のリニューアル分野の拡大を進めてきた。

第1四半期連結会計期間において計画した組織体制の見直し等を着実に実行し、また従業員の削減についてもほぼ予定通り実行した結果、販売費及び一般管理費等の経費は年間16億円規模の削減が見込まれ、第2四半期連結会計期間以降、効果が発現してきている。これらにより土木・建築事業別の採算性が確保でき、今後ますます厳しさを増す業界の環境変化に対しても機動的に対応できる体制となった。

本中期3ヵ年計画の遂行状況については、主な金融機関様には引き続きご理解を戴いており、昨年10月に満期を迎えたシンジケーション方式タームローンについても、137.5億円で更新して戴く等、必要資金等についても引き続き従来通りご支援戴けるものと考えている。

なお、金融市場の混乱や不動産市況の悪化により中小の不動産会社等の経営破綻が相次ぐなど、経済環境の不透明感は依然続いているが、債権の与信リスク管理をより強化し、不良債権の発生の防止と早期回収に注力している。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は111百万円であった。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	820,300,000
A種優先株式	4,300,000
B種優先株式	3,300,000
C種優先株式	109,100,000
計	937,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	535,061,592	540,770,388	東京証券取引所 市場第一部	(注)1、2、4、5
A種優先株式	4,300,000	4,300,000	非上場・非登録	(注)1、3、7
B種優先株式	3,300,000	3,300,000	非上場・非登録	(注)1、3、8
第一回C種優先株式	13,045,000	13,045,000	非上場・非登録	(注)1、3、6、9
第二回C種優先株式	36,363,000	36,363,000	非上場・非登録	(注)1、3、6、9
第三回C種優先株式	36,363,000	36,363,000	非上場・非登録	(注)1、3、9
計	628,432,592	634,141,388		

(注)

- 単元株式数は500株である。
- 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
- 優先株式は、会社法第108条第1項に基づき、剰余金の配当及び残余財産の分配等について普通株式と異なる定めをしているため、株主総会において議決権を有していない。
なお、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。
- 提出日現在の普通株式発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれていない。
- 平成21年1月1日から平成21年1月31日の間において、第一回C種優先株式1,121,000株の取得請求権の行使により、普通株式が5,708,796株増加した。
- 平成21年1月31日現在において、第一回C種優先株式及び第二回C種優先株式の発行数には、それぞれ4,121,000株及び6,121,000株の自己名義株式が含まれている。
- A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

A種優先株式1株当たりの優先配当金(以下、「A種優先配当金」という。)の額は、A種優先株式の払込金額(150円)にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.5%の年率(以下、「A種配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR 6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種優先株主に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、A種優先株主に対しA種優先株式1株につき150円を支払う。

A種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもA種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) A種優先株式の取得条項に関する定め

当社は、A種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。

取得価額は1株につき150円にA種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。

取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったA種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、A種優先株主に対し、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。

但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) A種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

A種優先株主は、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、A種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

取得を請求することのできる期間

取得を請求することのできる期間は、平成19年10月1日から平成39年9月25日までとする。

取得価額

(イ)当初取得価額

76円

当初取得価額は、平成19年10月1日における普通株式の時価とする。

上記「時価」とは、平成19年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成38年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(八)取得価額の調整

- a. A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換する事ができる株式又は権利行使する事ができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合
調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換または行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。
- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、上記 a. ()号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記 a. に準じて調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二)引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

8 B種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

B種優先株式1株当たりの優先配当金（以下、「B種優先配当金」という。）の額は、B種優先株式の払込金額（150円）にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）+2.0%の年率（以下、「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成14年7月31日（配当起算日）又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（日本円LIBOR6ヶ月物）又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「B種優先株式累積未払配当金」という。）については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主に支払う。

非参加条項

B種優先株主に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金相当額を支払う。

B種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもB種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) B種優先株式の取得条項に関する定め

当社は、B種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。

取得価額は1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金にB種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。

取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったB種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、B種優先株主に対し、B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。

但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) B種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

B種優先株主は、当社に対し、B種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、B種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

取得を請求することのできる期間

取得を請求することのできる期間は、平成21年10月1日から平成41年9月25日までとする。

取得価額

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成21年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円（但し、下記(八)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成21年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成40年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、下記(八)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ハ)取得価額の調整

- a. B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換する事ができる株式又は権利行使する事ができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換または行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。

- b. 上記a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、上記a.()号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記a. に準じて調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。

f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二)引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{引換えに交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{B種優先株主が取得を請求した} \\ \text{B種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

9 第一回から第三回C種優先株式の内容は次のとおりである。(以下、「C種優先株式」という。)

(1) 第一回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下、「第一回C種優先配当金」という。)の額は、第一回C種優先株式の1株当たりの払込金額(275円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下、「第一回C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第一回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第一回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第一回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.25%

第一回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第一回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第一回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ)取得請求期間

平成19年10月1日から平成34年9月30日まで

(ロ)取得価額

(a)当初取得価額

67円

(b)取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成34年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)により調整される。)の80%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(4)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(2) 第二回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下、「第二回C種優先配当金」という。)の額は、第二回C種優先株式の1株当たりの払込金額(275円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下、「第二回C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第二回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第二回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第二回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.50%

第二回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第二回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第二回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ)取得請求期間

平成20年10月1日から平成35年9月30日まで

(ロ)取得価額

(a)当初取得価額

67円

(b)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(3) 第三回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下、「第三回C種優先配当金」という。）の額は、第三回C種優先株式の1株当たりの払込金額（275円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下、「第三回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第三回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第三回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第三回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%

第三回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第三回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第三回C種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

(イ)取得請求期間

平成21年10月1日から平成36年9月30日まで

(ロ)取得価額

(a)当初取得価額

67円

(b)取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成36年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(4) 全てのC種優先株式に共通する事項

非累積条項

ある事業年度においてC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という）に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき275円を支払う。C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

買受けまたは消却

当社は、いつでもC種優先株式を買い入れ、これを株主に配当する利益をもって当該買入価額により消却することができる。

議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

新株引受権等

C種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、C種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

取得価額の調整

取得価額は、C種優先株式発行後、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}$$

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

C種優先株式の取得条項に関する定め

取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、C種優先株主に対し、優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が各C種優先株式における下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日(注)1	40,401,284	628,432,592		5,519		2,980

(注) 1 発行済株式総数の増加は、第一回C種優先株式3,000,000株及び第二回C種優先株式6,121,000株の取得請求権の行使による普通株式の増加である。

2 平成21年1月1日から平成21年1月31日の間において、第一回C種優先株式1,121,000株の取得請求権の行使により、普通株式の発行済株式総数が5,708,796株増加している。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、ティーページ・アクソン・キャピタル・マネジメント・エルピーから平成20年10月22日付、みずほ信託銀行株式会社から平成20年12月1日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、それぞれ平成20年10月16日現在、平成20年11月21日現在の以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、当社として当第3四半期会計期間末の実質所有状況の確認はできない。その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりである。

ティーページ・アクソン・キャピタル・マネジメント・エルピー

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ティーページ・アクソン・キャピタル・マネジメント・エルピー	888 Seventh Avenue, 38th Floor, New York, New York 10019, USA	26,938	4.58
計		26,938	4.58

(注) 所有株式数及び発行済株式総数には優先株式数が含まれている。

みずほ信託銀行株式会社及び共同保有者

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	3,299	0.52
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	64,305	10.23
計		67,604	10.76

(注) 所有株式数及び発行済株式総数には優先株式数が含まれている。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないため、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載している。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,300,000 B種優先株式 3,300,000 第一回C種優先株式 13,045,000 第二回C種優先株式 36,363,000 第三回C種優先株式 36,363,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 121,000 (相互保有株式) 普通株式 7,825,500		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 485,568,000	971,136	同上
単元未満株式	普通株式 1,145,808		一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	588,031,308		
総株主の議決権		971,136	

- (注) 1 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が21,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が42個含まれている。
2 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式が75株含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飛鳥建設株式会社	東京都千代田区三番町2番地	121,000		121,000	0.02
(相互保有株式) 株式会社E&CS	東京都千代田区三番町2番地	7,825,500		7,825,500	1.33
計		7,946,500		7,946,500	1.35

- (注) この他株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が5,000株(議決権10個)ある。なお、当該株式は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	39	41	35	32	26	21	19	19	17
最低(円)	34	33	29	18	19	17	10	15	15

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	執行役員社長	池原 年昭	平成20年9月30日

(2) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役社長	執行役員社長	取締役	執行役員 社長室長、コンプライアンス担当	篠部 正博	平成20年10月1日

「ご参考 執行役員について」

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の異動は、次のとおりである。

(退任)

役職	氏名	担当	退任年月日
執行役員常務	平山 嘉一	土木事業本部担当	平成20年7月1日
執行役員常務	松田 賢治	建築事業本部担当	平成20年7月1日
執行役員専務	戸村 和彦	土木事業本部担当、技術研究所担当、安全・環境保全担当、品質環境マネジメント担当、調達担当	平成20年9月30日
執行役員常務	大丁 佳雄	建築事業本部担当	平成20年9月30日
執行役員	岡田 光弘	土木事業本部担当	平成20年9月30日

(役職の異動)

新役職	旧役職	氏名	担当	異動年月日
執行役員常務	執行役員	満江 昭生	西日本建築支社長	平成20年7月1日
執行役員常務	執行役員	伊藤 寛治	管理本部長	平成20年10月1日
執行役員常務	執行役員	岡田 満	土木事業本部長、技術研究所担当、安全環境担当	平成20年10月1日
執行役員常務	執行役員	中出 裕康	建築事業本部長、品質環境マネジメント担当	平成20年10月1日

(担当の異動)

役職	氏名	新担当	旧担当	異動年月日
執行役員専務	是石 逸二	建築事業本部担当	営業担当	平成20年7月1日
執行役員	岡田 光弘	土木事業本部担当	営業担当	平成20年7月1日
執行役員専務	小国 恭範	社長室担当、管理本部担当、コンプライアンス担当	社長室担当、管理本部担当	平成20年10月1日
執行役員常務	岡田 満	土木事業本部長、技術研究所担当、安全環境担当	土木事業本部長	平成20年10月1日
執行役員常務	中出 裕康	建築事業本部長、品質環境マネジメント担当	建築事業本部長	平成20年10月1日

(注) は取締役兼務者である。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	1 6,203	1 10,689
受取手形・完成工事未収入金等	2 49,794	73,528
未成工事支出金等	19,936	10,973
たな卸不動産	1,661	1,993
その他	11,773	16,312
貸倒引当金	1,604	1,733
流動資産合計	87,766	111,763
固定資産		
有形固定資産	3 14,649	3 14,588
無形固定資産	697	774
投資その他の資産		
その他	11,811	9,445
貸倒引当金	3,356	2,416
投資その他の資産合計	8,455	7,028
固定資産合計	23,803	22,391
繰延資産	14	41
資産合計	111,584	134,196

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	38,290	62,302
短期借入金	26,024	16,091
未成工事受入金	10,053	9,774
預り金	11,835	13,750
完成工事補償引当金	742	771
工事損失引当金	1,260	3,565
その他	4 1,490	4 2,746
流動負債合計	89,699	109,002
固定負債		
退職給付引当金	5,544	5,769
その他	5 474	5 1,781
固定負債合計	6,018	7,550
負債合計	95,717	116,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,519	5,519
資本剰余金	13,500	25,015
利益剰余金	1,851	11,623
自己株式	1,355	1,355
株主資本合計	15,814	17,556
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	77
為替換算調整勘定	2	5
評価・換算差額等合計	48	82
少数株主持分	3	4
純資産合計	15,866	17,643
負債純資産合計	111,584	134,196

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	
完成工事高	90,999
開発事業等売上高	1,473
売上高合計	92,473
売上原価	
完成工事原価	85,662
開発事業等売上原価	991
売上原価合計	86,653
売上総利益	
完成工事総利益	5,337
開発事業等総利益	482
売上総利益合計	5,819
販売費及び一般管理費	1 4,963
営業利益	856
営業外収益	
受取利息	36
為替差益	27
その他	70
営業外収益合計	133
営業外費用	
支払利息	440
退職給付会計基準変更時差異の処理額	448
その他	500
営業外費用合計	1,390
経常損失()	399
特別利益	
償却債権取立益	29
割増退職金戻入額	47
その他	0
特別利益合計	78
特別損失	
貸倒引当金繰入額	1,253
その他	38
特別損失合計	1,291
税金等調整前四半期純損失()	1,612
法人税、住民税及び事業税	128
法人税等合計	128
少数株主損失()	0
四半期純損失()	1,741

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	
完成工事高	31,118
開発事業等売上高	276
売上高合計	31,394
売上原価	
完成工事原価	29,685
開発事業等売上原価	184
売上原価合計	29,869
売上総利益	
完成工事総利益	1,433
開発事業等総利益	92
売上総利益合計	1,525
販売費及び一般管理費	1,516
営業利益	8
営業外収益	
受取利息	10
負ののれん償却額	8
その他	9
営業外収益合計	28
営業外費用	
支払利息	171
シンジケートローン手数料	161
その他	457
営業外費用合計	790
経常損失()	752
特別利益	
償却債権取立益	29
その他	0
特別利益合計	30
特別損失	
貸倒引当金繰入額	201
その他	15
特別損失合計	216
税金等調整前四半期純損失()	938
法人税、住民税及び事業税	49
法人税等合計	49
少数株主利益	0
四半期純損失()	988

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,612
減価償却費	495
貸倒引当金の増減額(は減少)	827
工事損失引当金の増減額(は減少)	2,305
退職給付引当金の増減額(は減少)	225
受取利息及び受取配当金	51
負ののれん償却額	26
支払利息	440
為替差損益(は益)	46
投資有価証券評価損益(は益)	6
売上債権の増減額(は増加)	21,290
未成工事支出金等の増減額(は増加)	8,959
たな卸不動産の増減額(は増加)	332
未収消費税等の増減額(は増加)	1,627
未収入金の増減額(は増加)	6,228
その他の資産の増減額(は増加)	224
仕入債務の増減額(は減少)	23,969
未成工事受入金の増減額(は減少)	279
預り金の増減額(は減少)	1,914
未払消費税等の増減額(は減少)	1,208
その他の負債の増減額(は減少)	44
その他	1
小計	12,220
利息及び配当金の受取額	46
利息の支払額	535
法人税等の支払額	168
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,878
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	60
有形固定資産の取得による支出	203
無形固定資産の取得による支出	86
投資有価証券の取得による支出	59
投資有価証券の売却による収入	36
貸付けによる支出	12
貸付金の回収による収入	85
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	181
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	11,339
長期借入金の返済による支出	2,677
その他	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,642
現金及び現金同等物に係る換算差額	69
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,486
現金及び現金同等物の期首残高	10,689
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,203

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>
<p>当社グループは、前連結会計年度において8,520百万円の営業損失及び17,078百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上、また平成14年3月期以降財務リストラ等により7期連続で当期純損失を計上した。当第3四半期連結累計期間の業績については、営業利益8億円を計上したものの、第1四半期における㈱ゼファアの民事再生手続き開始に伴う貸倒引当金の設定等により四半期純損失(累計)17億円、また、デベロッパーの破綻等による工事収支の悪化に伴い128億円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上した。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>現状、平成20年4月に策定した「中期3ヵ年計画」の骨子たる「さらなる選択と集中による利益の極大化」と「経営・組織体制の刷新と経営資源の再配分」等を着実に実行しており、通期業績については上記四半期純損失を今後の営業利益の増加等により吸収できるものと判断している。土木事業の当第3四半期累計期間の受注高は前年同期を上回るものの厳しい受注環境により442億円で留まったが、案件が集中する第4四半期において計画達成を目指す。建築事業は首都圏への経営資源の投入を最優先し、不動産市況の悪化に伴い民間住宅分野を絞り込んだ結果、当第3四半期累計期間の受注高は444億円と、前年同期比203億円の減少となった。しかし、注力しているリニューアル工事の受注高は239億円と、前年同期比98億円増加し順調に推移している。</p> <p>第1四半期において計画した、組織体制の改変等も着実に実行し、また従業員の削減についてもほぼ予定通り実行した結果、販売費及び一般管理費等の経費は年間16億円規模の削減が見込まれる。これらにより土木・建築事業別の採算性が確保でき、今後ますます厳しさを増す業界の環境変化に対しても機動的に対応できる体制となった。更に、今後も積極的に新たなビジネスチャンスへの挑戦を行うとともに、厳しい市場環境や業界環境に対応した施策として当第3四半期においては、官庁建築分野の受注強化を図るために総合評価方式に対応する人員増強等を実施した。</p> <p>また、サブプライム・ローン問題に端を発した世界的金融不安、株価の低迷、景気後退並びにデベロッパーの信用不安等、本中期3ヵ年計画を阻害する経済環境要因は更に厳しさを増している。特に、相次ぐデベロッパーの破綻に対しては全社的なリスク管理体制を強化して取り組んでおり、商事留置権の行使等による工事債権の保全回収、事業継承者との工事請負契約の再締結等の対応によりリスクの最小化を図っている。</p> <p>以上に加え、本中期3ヵ年計画の遂行状況に関しては、主な金融機関様には引続きご理解を戴いており、当期での経常利益の確保見込みと当第3四半期末純資産158億円の状況からは、今後も平成21年10月に満期を迎える財務制限条項付シンジケーション方式タームローンの更新を含む必要資金等の確保が可能であり、向こう1年間の事業継続に懸念はないと判断している。</p> <p>四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。</p>	<p>当社グループは、当連結会計年度において8,520百万円の営業損失及び17,078百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上、また平成14年3月期以降財務リストラ等により7期連続で当期純損失を計上した。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>当連結会計年度の赤字要因は特定案件の損失、建築基準法改正等の影響、資機材の高騰等、多くが一過性のものであり、また、マイナスの営業キャッシュ・フロー計上の主な要因は赤字決算及び官庁工事減少、マンション比率増加等による工事収支の悪化によるものである。</p> <p>当社は、上記状況に対応するため、また昨今の市場環境等を踏まえ、新たな事業環境に対応した中期経営計画の策定、新たなビジネスチャンスへの挑戦、安定した資金の確保等を中心とした施策を実行することにより経営の安定を図っていく所存である。</p> <p>新たに作成した「中期3ヵ年(08~10年度)計画」は、外部環境認識、当連結会計年度赤字決算となった主要因、当連結会計年度までの事業戦略の再評価等を踏まえ策定し、「さらなる選択と集中による利益の極大化」と「経営・組織体制の刷新と経営資源の再配分」を基本方針としている。土木事業は官庁工事の総合評価方式対応体制を一層強化し、得意工種(ダム・トンネル等)に絞り込む。建築事業は首都圏に最優先で経営資源を投入するとともに、民間住宅分野を絞り込み、高採算のリニューアル分野の拡大を進める。</p> <p>組織体制は土木・建築事業ごとの利益管理の徹底と効率性の向上を目的に、土木・建築事業の分離と地域ブロック化を実施する。11支店41営業所を6支社25営業所体制に、従業員については本年6月末を目処に200人規模の早期退職優遇制度を実施し1,500人体制とし、販売費及び一般管理費等の経費は前年度比18億円削減する計画である。これにより土木・建築事業別の採算性が確保出来るとともに、今後ますます厳しさを増す業界の環境変化に対しても機動的に対応できる体制とした。更に、今後も積極的に新たなビジネスチャンスへの挑戦を実施し、厳しい市場環境や業界環境に対応した施策を検討する。</p> <p>なお、当連結会計年度末における自己資本比率も13.1%を確保、有利子負債は自己資本を下回り、有利子負債月商倍率も1.3倍と適正水準を維持している。</p> <p>一方、金利上昇、サブプライム・ローン問題、原油高騰等の本計画を阻害する経済環境要因も考えられるが、本中期3ヵ年計画を含め当社の状況については、主な金融機関様にはご理解を戴いており、必要資金等については今後も従来通りご支援を戴けるものと考えている。したがって、次期についての資金不足は生じないものと判断している。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</p>

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更 (リース取引に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を早期適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用している。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常損失に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純損失は4百万円増加している。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
(長期請負工事の収益計上基準) 工事進行基準の対象である長期請負工事のうち一部工事については、工事原価総額の見積精度等の諸要件を勘案し、工事進行基準を適用していなかったが、当該工事に係る原価管理体制の整備強化等に伴い、見積精度の信頼性が得られたことから、第2四半期連結会計期間よりこれらの長期請負工事について工事進行基準を適用することとした。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益が128百万円増加し、経常損失及び税金等調整前四半期純損失がそれぞれ206百万円減少している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																	
1	3 有形固定資産減価償却累計額 9,549百万円	1	3 有形固定資産減価償却累計額 9,244百万円																
2	4 その他(流動負債)の内訳 未払法人税等 182百万円 その他 1,308	2	4 その他(流動負債)の内訳 未払法人税等 222百万円 その他 2,523																
3	5 その他(固定負債)の内訳 長期借入金 8百万円 負ののれん 113 その他 352	3	5 その他(固定負債)の内訳 長期借入金 1,305百万円 負ののれん 139 その他 336																
4	担保資産 担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりである。 1 現金預金 1,882百万円 また、工事請負代金の一部18,048百万円について、債権譲渡担保差入証書を差し入れている。	4	担保資産 1 現金預金 1,150百万円																
5	偶発債務 (1)保証債務 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。 <table border="0"> <tr> <td>(株)リアルシエルト・(株)ノエル(手付金)</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>章栄不動産(株)(手付金)</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>106</td> </tr> </table>	(株)リアルシエルト・(株)ノエル(手付金)	58百万円	従業員(住宅ローン)	40	章栄不動産(株)(手付金)	7	計	106	5	偶発債務 (1)保証債務 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。 <table border="0"> <tr> <td>章栄不動産(株)(手付金)</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>その他3件</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>290</td> </tr> </table>	章栄不動産(株)(手付金)	118百万円	従業員(住宅ローン)	56	その他3件	115	計	290
(株)リアルシエルト・(株)ノエル(手付金)	58百万円																		
従業員(住宅ローン)	40																		
章栄不動産(株)(手付金)	7																		
計	106																		
章栄不動産(株)(手付金)	118百万円																		
従業員(住宅ローン)	56																		
その他3件	115																		
計	290																		
(2)	当社は、東京開発M特定目的会社と請負代金3,404百万円の工事請負契約を締結している。 なお、当該契約には、責任財産限定の特約が付されており、当社請負代金は、当該特定目的会社の責任財産を原資とし、その範囲内で支払われることとなっている。	(2)	当社は、東京開発M特定目的会社と請負代金3,404百万円の工事請負契約を締結している。 なお、当該契約には、責任財産限定の特約が付されており、当社請負代金は、当該特定目的会社の責任財産を原資とし、その範囲内で支払われることとなっている。																
6	四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれている。 2 受取手形 40百万円	6																	

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1	1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。
	従業員給与手当 2,129百万円
	退職給付費用 298
2	当社グループの完成工事高は、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1	1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。
	従業員給与手当 605百万円
	退職給付費用 93
2	当社グループの完成工事高は、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日)	
現金預金勘定 預入期間が3か月を超える 定期預金	6,203百万円
現金及び現金同等物	6,203

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結 会計期間末(千株)
普通株式	535,061
A種優先株式	4,300
B種優先株式	3,300
第一回C種優先株式	13,045
第二回C種優先株式	36,363
第三回C種優先株式	36,363
合計	628,432

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結 会計期間末(千株)
普通株式	7,957
第一回C種優先株式	3,000
第二回C種優先株式	6,121
合計	17,078

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし

4 配当に関する事項

該当事項なし

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないので、該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項なし

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	31,118	276	31,394		31,394
(2) セグメント間の内部 売上高		18	18	(18)	
計	31,118	294	31,413	(18)	31,394
営業利益	343	81	424	(416)	8

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,999	1,473	92,473		92,473
(2) セグメント間の内部 売上高		58	58	(58)	
計	90,999	1,532	92,532	(58)	92,473
営業利益	1,676	453	2,129	(1,273)	856

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略した。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 12.20円	1株当たり純資産額 30.10円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	15,866	17,643
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	22,295	29,968
(うち少数株主持分(百万円))	3	4
(うち優先株式発行金額(百万円))	22,218	29,901
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による 優先配当額(要支給額)(百万円))	72	62
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計 年度末)の純資産額(百万円)	6,429	12,324
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連 結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数 (千株)	527,104	409,504

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失 3.72円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(百万円)	1,741
普通株主に帰属しない金額(百万円)	10
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による 優先配当額(要支給額)(百万円))	10
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	1,752
普通株式の期中平均株式数(千株)	471,418
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	

第3 四半期連結会計期間

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	1.92円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載していない。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期純損失(百万円)	988
普通株主に帰属しない金額(百万円)	3
(うちB種優先株式に係る剰余金配当による 優先配当額(要支給額)(百万円))	3
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	991
普通株式の期中平均株式数(千株)	517,010
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

2【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

飛鳥建設株式会社
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大庭 四志次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岸田 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飛鳥建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛鳥建設株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前連結会計年度において8,520百万円の営業損失及び17,078百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上、また、平成14年3月期以降財務リストラ等により7期連続で当期純損失を計上した。また、当第3四半期連結累計期間の業績については、営業利益8億円の計上となったものの、第1四半期における特定の取引先の民事再生手続きの開始に伴う貸倒引当金の設定等により、四半期純損失(累計)17億円、また、デベロッパの破綻等による工事収支の悪化に伴い128億円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなった。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。